

## 水質検査結果報告書

1/1

No. KM2300003648-A24-005

2024年3月18日

津幡町水道事業 津幡町長 矢田 富郎 様

厚生労働大臣登録水質検査機関 第96号  
建築物飲料水水質検査業者 第27号  
〒390-1242 長野県松本市 4010-5

環境未来株式会社 総合検査センター

山梨検査センター 〒409-3845 山梨県北杜市 1-6-1

技術センター 〒385-0054 山梨県北杜市 105-2

北陸検査センター 〒920-0346 石川県金沢市藤江南1-7-1

東京検査センター 〒184-0003 東京都小金井市緑町4-6-32

依頼者	津幡町役場 産業建設部 上下水道課 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地		
採水日時	2024年3月6日 (09時35分)	受付年月日	2024年3月6日
採水場所名 (水道名等)	津幡町上水道 浄水場直後 浄水 (3ヶ月+要監視項目)		
採水者	垣内 祭華 (所属) 環境未来株式会社		
天候	前日 曇	当日 雨	採水時の温度 室温 9.0℃ 水温 16.6℃

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	CFU/mL	0	100 以下	トリクロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.03 以下
大腸菌	—	不検出	検出されないこと	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.03 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.003 以下	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.09 以下
水銀及びその化合物	mg/L	—	0.0005 以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	0.01 以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	—	1.0 以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	0.01 以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	—	0.2 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	—	0.01 以下	鉄及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.3 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	銅及びその化合物	mg/L	—	1.0 以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04 以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	—	200 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.13	10 以下	塩化物イオン	mg/L	16	200 以下
フッ素及びその化合物	mg/L	—	0.8 以下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	110	300 以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	—	1.0 以下	蒸発残留物	mg/L	200	500 以下
四塩化炭素	mg/L	—	0.002 以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	0.2 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.05 以下	ジェオスミン	mg/L	—	0.00001以下
※ 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04 以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	—	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	—	0.02 以下	非イオン界面活性剤	mg/L	—	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.01 以下	フェノール類	mg/L	—	0.005 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	0.01 以下	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L	0.3未満	3 以下
ベンゼン	mg/L	—	0.01 以下	pH値	—	7.9	5.8以上 8.6以下
塩素酸	mg/L	0.05未満	0.6 以下	味	—	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.06 以下	色度	度	0.5未満	5 以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.03 以下	濁度	度	0.1未満	2 以下
ジブromokロロメタン	mg/L	0.002	0.1 以下	残留塩素	mg/L	0.3	—
臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下			-以下余白-	
総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.1 以下				

判定 上記検査項目については、水道法の水質基準に適合しています。

備考 検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。

検査期日 2024年3月6日 ~ 2024年3月18日

検査機関 環境未来株式会社 総合検査センター 検査責任者 部長 小林 路子

検査の方法 平成15年厚生労働省告示第261号

「※ 1,2-ジクロロエチレン」は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」の略称です。